

# 被保護者健康管理支援業務委託仕様書

1 委託業務名 被保護者健康管理支援業務

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務場所

- ①香川県東讃保健福祉事務所（さぬき市津田町津田 930-2）  
管轄地域：（木田郡）三木町、直島町
- ②香川県小豆総合事務所（小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5）  
管轄地域：（小豆郡）土庄町、小豆島町
- ③香川県中讃保健福祉事務所（丸亀市土器町東八丁目 526）  
管轄地域：（綾歌郡）宇多津町、綾川町  
（仲多度郡）琴平町、多度津町、まんのう町
- ④管外の医療機関（必要に応じ、受診同行のため）

4 業務時間 月 80 時間を基準とし、年間 960 時間とする。  
なお、各事務所概ね

東讃保健福祉事務所	月 28時間
小豆総合事務所	月 24時間
中讃保健福祉事務所	月 28時間

を目安とする。

ただし、業務時間については、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）を除く午前8時30分から午後5時までの間における時間とする。

## 5 委託業務実施の背景

生活保護受給者は、多くの健康上の問題を抱えるにもかかわらず、健康増進法による健康診査（以下「健診」という。）の受診率が低く、健康に向けた諸活動が低調な状況にある。

こうした状況を踏まえ、多くの健康課題を抱えていると考えられる被保護者に対して、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するものである。

## 6 委託業務内容

### 生活保護法における健康管理支援業務

生活保護法に基づく被保護者のうち、委託者（以下「県」という。）が選定した健康管理支援対象者（以下「対象者」という。）に対し、次に掲げる業務を行う。

- ・業務場所の査察指導員、現業員等（以下「県担当者」という。）と情報交換をし、対象者の生活歴・傷病歴・性格等を十分に把握した上で対象者と面談すること。なお、面談場所は、原則、対象者の自宅、業務場所又は対象者が居住する町の役場とする。
- ・対象者の健康状態を把握し、対象者ごとに個別支援計画を策定すること。
- ・対象者に面談を実施し、健康に向けた諸活動の状況確認を行うこと。また、経過記録を作成し、記載の都度、県担当者に回覧すること。
- ・健診未受診の対象者に、健診受診を勧奨すること。
- ・医療機関での受診が必要にもかかわらず未受診の対象者に、医療機関への受診を勧奨すること。
- ・状況に応じて対象者の医療機関への受診に同行し、主治医と連携した保健指導・生活支

援を行うこと。

- ・対象者に、生活習慣病等に関する保健指導・生活支援を行うこと
- ・必要以上に医療機関を受診している対象者に、適正な受診への助言・支援を行うこと。
- ・その他被保護者健康管理支援業務を進めるにあたり、①現状健康課題の把握、②事業企画、③事業実施、④事業評価、⑤事業報告等に協力すること。

## 7 委託業務量【参考値】

### (1) 生活保護世帯数【令和7年10月現在】

	被保護世帯数（人員）	うち医療扶助受給者
東讃保健福祉事務所	146 世帯（174 人）	144 人
小豆総合事務所	202 世帯（249 人）	206 人
中讃保健福祉事務所	489 世帯（603 人）	531 人

### (2) その他

傷病歴や医療機関への受診状況等を考慮して、実際に健康管理支援の対象となる被保護者は、(1)の医療扶助受給者のうち2割程度と推定される。

## 8 契約方法

業務委託契約とし、契約額の12分の1を毎月委託料として支払うものとする。

## 9 その他

(1) 受託者は、香川県個人情報取扱事務委託基準第3(1)イからニまでのいずれかに該当し、「個人情報取扱事務特記事項」に掲げる内容を遵守できるものであること。

(2) 受託者は、業務を円滑に実施するため、業務にあたる者（以下「従事者」という。）を業務場所に1名以上常駐させること。また、従事者は、保健師又は看護師の資格を有する者であって、業務の性質上求められる秘密の保持、個人情報の保護等に適切に対応できるものであること。

ただし、業務日程の調整が可能である場合に限り、業務場所に同一の従事者を当たらせることは差し支えない。

(3) 個人情報の取り扱いは、業務場所で行うこととし、訪問に際し持ち出す個人情報は、あらかじめ被保護者の管轄地域の事務所の承諾を得たうえ、住所、氏名、傷病歴等訪問目的を達成するために必要最低限度のものとする。

(4) 業務上、不明な点は、県担当者に確認すること。

(5) 原則、業務に供する物品等は、業務場所において準備する。なお、県は業務に供するPC端末を貸与するが、当該端末はネットワーク接続環境を具備していない。そのため、受託者は、業務の実施にあたりネットワーク環境を必要とする場合、自己の費用と責任においてモバイルWi-Fiルーター等の通信手段を確保し、貸与端末に接続して使用するものとする。

(6) (5)に関わらず、香川県有自動車の利用は許可しないので、業務に必要な自動車を受託者において準備すること。

なお、当該自動車について、対人賠償に関しては無制限、対物賠償に関しては1,000万円以上の任意保険に加入すること。また、運行に要する経費については、受託者において負担すること。業務場所までの旅費及び交通費についても、受託者において負担すること。

(参考：令和7年10月現在 直島町生活保護世帯数及び人員 4世帯5人)

(7) 従事者は、業務を行った日ごとに別添「被保護者健康管理支援業務日誌」を作成し、県担当者の確認を受けること。また、業務時間を明確にすること。

(8) 業務を円滑に実施するため、県担当者と相互に緊密な情報交換を行い、協力して業務にあたること。

- (9) 業務遂行中における従事者の負傷、その他事故については、受託者の責任と負担において処理すること。県の責に帰すべき事由による場合を除いて、県は一切の責任を負わない。
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 被保護者健康管理支援業務日誌

氏 名		年 月 日 ( )
		業務時間 ~
<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保護者〇〇〇〇氏と自宅で面談（△△CW同行） （面談の詳細は、〇〇〇〇氏の経過記録に記載。）</li> <li>・保健福祉事務所において、嘱託医と〇〇〇〇氏のレセプト等に関して意見交換</li> <li>・保健福祉事務所において、レセプト等を閲覧。 支援対象者の掘り起こしを行う。</li> <li>・保健福祉事務所において、ケース会議に出席し、〇〇〇〇氏の支援に関して協議した。</li> </ul>		

## 【業務確認】

所 属	職 名	氏 名	印

## 被保護者健康管理支援業務従事者名簿（変更）届出書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿

住所  
氏名

被保護者健康管理支援業務委託契約書第3条第1項に基づき、次のとおり従事者等を届け出ます。

記

従事者名簿

	氏 名	業務従事開始日	備 考
責任者			
従事者			常駐
従事者			常駐
従事者			常駐

## 月次業務報告書

年 月分

従事者 氏名		委託 期間	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
業務場所		基準 時間	時間 / 月

日付	曜日	始業時間		終業時間		休憩	平常業務		時間外勤務	休日勤務	確認	備考
(記載例)		8	30	17	00	60	7	30			印	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												

当月 合計	勤務 日数		有給 取得		時間 合計	
----------	----------	--	----------	--	----------	--